

令和5年第2回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和5年6月19日（月曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵	君	2番	井脇	昌美	君
3番	榊原	深雪	君	4番	矢野	利恵子	君
5番	田利	正文	君	6番	高橋	健一	君
7番	木村	明雄	君	8番	細川	勉	君
9番	川上	修一	君	10番	進藤	晴子	君
11番	多治見	亮一	君	12番	二川	靖	君
13番	高橋	秀樹	君				

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一	君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉	君
足寄町代表監査委員	川村浩昭	君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳	君
総務課長	松野孝	君
福祉課長	保多紀江	君
住民課長	金澤眞澄	君
経済課長	加藤勝廣	君
建設課長	(事務取扱)丸山晃徳	君
国民健康保険病院事務長	川島英明	君
会計管理者	(兼)金澤眞澄	君
消防課長	大竹口孝幸	君
建設課建設室長	岩渕堅志	君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人	君
------	------	---

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	山田弘幸	君
-----------	------	---

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一	君
事務局次長	野田誠	君

◎議事日程

- 日程第 1 議案第45号 足寄町企業版ふるさと納税基金条例の制定について<P3>
- 日程第 2 議案第49号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例<P3~P4>
- 日程第 3 一般質問<P4~P28>

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 6月9日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は最初に、6月6日の本会議において、総務産業常任委員会へ付託し、閉会中の審査となっております議案第45号について審査報告を受け、審議いたします。

次に、文教厚生常任委員会へ付託し、閉会中の審査となっております議案第49号について審査報告を受け、審議いたします。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第45号

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 議案第45号足寄町企業版ふるさと納税基金条例の制定についての件を議題とします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これで、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号足寄町企業版ふるさと納税基金条例の制定についての件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第45号足寄町企業版ふるさと納税基金条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第49号

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 議案第49号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これで、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

5番。

○5番（田利正文君） 反対討論を行います。

電気料金の値上げ、物価高騰で多くの町民

の皆さんが大変な生活状況に追い込まれています。

国保税は他の健康保険料と比べて高すぎるという国保の構造問題ということが言われ、全国知事会などが高すぎる国保税を他の協会けんぽ保険料並みにするために、国庫から1兆円の投入をとという要望を出されてからしばらくたちます。

物価高騰の中、賃金も年金も上がらないのに生活費だけが上がるという状況下で、国保加入世帯は低所得者の多いことがはっきりしています。よって、国保税の値上げになる本案については反対いたします。

○議長（高橋秀樹君） ほかに、賛成討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 起立多数です。

したがって、議案第49号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 通告書に従って一般質問を行います。

件名ですが、「国民健康保険の子供の均等割独自軽減を」であります。

国民健康保険税が高額になる原因は、国の

負担割合を引き下げたことにあります。さらに、収入に関係なく各世帯にかかる平等割と、家族の数に応じてかかる均等割が重い負担となっています。ゼロ歳の赤ちゃんにも保険税がかかる均等割は子育て支援に逆行するものです。

2022年（令和4年）度から、就学前の子供の均等割を半額に軽減する仕組みが導入されましたが、この措置は免除ではなく半減で、小・中・高校生には何の恩恵もなく、根本的解決には程遠いものです。

全国知事会など地方団体は、就学前児童均等割軽減にとどまらず、子供の均等割問題の根本的解決を図ることを求めています。

国民健康保険の子供の均等割の足寄町独自の軽減を求めます。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の「国民健康保険の子供の均等割独自軽減を」の一般質問にお答えします。

令和4年4月から国民健康保険税の未就学児の均等割が5割軽減となり、その軽減は国が2分の1、道と町がそれぞれ4分の1を負担しています。

この未就学児の均等割軽減措置は、低所得者に適用されている7割、5割、2割の法定軽減措置後の額に適用されるため、最大8.5割の軽減となっております。

また、市町村独自で行う子供均等割減免に対する法定外繰入は「解消すべき赤字」と位置づけられており、国の基準を超えて独自に一律の保険税軽減を条例で定めることは適切ではないことから、足寄町独自で税を軽減する場合は基金等から補填することとなります。

しかし、町の国保財政は令和3年度以降赤字が続いており、基金を取り崩しながら予算編成を行っている状況にあり、また、医療費の負担を減らすべく、本定例会において、高生までの医療費助成拡大を提案し、議決を頂いたところであります。

本来、子供の窓口負担軽減や国保税の減免

は市町村の独自対応ではなく、国が対応すべきものと考えており、今回の御提案につきましては、現時点で足寄町が独自に軽減する考えはありません。

引き続き、子供の医療費負担軽減や国保税減免の実施を国に働きかけてまいります。

少子高齢化が進む中、若い世代がいつまでも足寄町に住み続けたいと思っていただけるように、今後も必要な対応を検討してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。田利議員の1点目の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 今、答弁いただいて、結論は分かったわけですが、はい、そうですかと終わってしまったら、一般質問になりませんので、多少いろいろなことをちょっとお聞きしたいと思います。

それで、通告書の表現が不十分だったというように私自分で思っております、補強しながら再質問したいというふうに思います。

一つは、国保税高額の原因は国の負担割合を下げたと表現しましたが、1980年法改定で定率国庫負担を総医療費掛ける45%から38.5%に削減したことなどのことあります。

国保制度がスタートした1961年、社会保障制度審議会は、国保は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額、国庫が負担する必要があるとの勧告を出しています。

いま一つは、加入者の構成が大きく変化していることです。

国保制度が始まった当時、加入世帯主構成は農林水産業で4割超、自営業で7割を占めていました。自営業と農林水産業合わせてですね、合わせて7割を占めていました。2022年現在、年金生活者など無職が43.5%、非正規労働者が33.3%、合わせて約8割弱となっています。中心が農家や自営業者から無職、非正規労働者になり、加入世

帯の平均所得が大きく減っています。

こうしたことをつけ加えた上で、改めてお聞きしたいと思います。足寄町の国保税について伺います。

給与所得者で比較可能なモデルケースを出して試算した場合、国保税と職員が加入している共済組合の保険料、どのぐらいになるのでしょうか。例えばですけれども、一般的には給与所得者で4人家族で400万円とかと言いますけれども、それにこだわられません。比較可能な数字があれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁調整のため、暫時休憩をいたします。

午前10時15分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほどの田利議員の質問からなのですが、休憩中に御回答があったように、後日回答をしていただいて、それで田利さんのほうに報告を出すという形で答弁調整のほうできましたので、よろしく願いいたします。

また、これから田利正文君の再質問を許します。

田利正文君。

○5番（田利正文君） 分かりました。

後で、先ほど言ったような感じのモデルケースを出して、僕らでも分かるようなものを出していただきたいというふうに思っております。

次ですけれども、足寄町の国保税の均等割額は幾らでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 金澤住民課長、答弁。

○住民課長（金澤眞澄君） 田利議員の御質問にお答えします。

足寄町の国保税率の均等割額でございますけれども、基礎課税額に係る税額につきましては2万6,900円、後期高齢支援課税額に係る税額におきましては9,000円、介護納付金課税額に係る税額としましては7,

400円でございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 5番。

○5番（田利正文君） 今、均等割の額2万6,900円とお聞きしました。ここで本当は先ほど言った比較資料があると、国保税と他の健康保険というのですか、保険との保険料との差が大きく出るのだらうと思うのですね。全国の例でしかここでは今は言えませんけれども、札幌のやつで見ると、国保税で約40万円、先ほど言った世帯家族のモデルとした場合ですね、約40万円。それで均等割をなくす、それから平等割をなくすという、先ほど言った国保税の構造問題というやつを取り除いた場合に保険料が約半分になる、20万円になるというのですね。そういう試算がありましたので、足寄町の場合もそういうふうになるのかなと思って、それを裏づける資料がお聞きしたいと思って聞いたところです。

それで、町長にお聞きしたいのですけれども、そういった状況があるということが全国的にも明らかなのですけれども、2014年、国保の都道府県化に向けて国と地方の代表が国保の制度改革を議論する場で、全国知事会とか市長会ですけれども、町村会も含めてですけれども、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く負担が限界になっているのは国保の構造問題であると、国保を持続可能にするためには、他の医療保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要だというふうに主張が出されたといいます。この議論の中で、全国知事会が国保税、足寄町は国保税ですが、協会けんぽの保険料並みに引き下げるために1兆円の公費負担を行うよう政府に要望したと、国保新聞ですね、国保新聞の2014年7月10日付で報道されています。

町長は、こういった現状について、今の国保税は高すぎるというような認識というのはおありでしょうか。私自身はこの構造問題だと言われたことについては、いろいろな自治

体があったとしても、その自治体関係者の方がそういう問題があるなというふうに分かっているんじゃないかという思いがあるのですけれども、町長について、どういふふうにお考えかちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 国保税の問題でありますけれども、今後の部分でいきますと、これから全道統一の国保税にだんだん変わっていくということになっていまして、それを見ていきますと、足寄町としても今のままでは国保税そのままではいけないということで、少しずつの値上げが必要だという状況になっています。全体としてやはりまだ値上げ基調ということになっていくのかなというように思っております、レベルとして全国的にどのぐらいのレベルかというのはちょっとよく分からない部分ありますけれども、しかしながら北海道でこの国保税を統一をしていきましょうといったところでいきますと、足寄町としてはまだ引上げが必要になってくるという状況であります。

今回も、先ほどもお願いして、国保税の引上げなどもお願いをしているところであります。そういったことを考えていきますと、それぞれ個人個人の判断というか、感覚というのはいろいろありますけれども、高い安いだとかという部分でありますけれども、全体としてやはり北海道の中でのレベルでいくと、まだもう少し引上げが必要という考え方になるのかなというように思っています。

今回も引上げ、大変今物価高だとかそういう状況の中で引上げということになっておりますけれども、大変申し訳ないですけれども、まだしばらくそういう引上げだとかというのが必要になってくるというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 引上げをしなければ駄目だという現状だということですね。それ

は分かりますが、町長自身が全国知事会が言うような国保の構造問題だという認識はないのでしょうか。そこのところをお聞きしたかったのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 国民健康保険税の部分でありますけれども、基本的にはやはり、先ほど田利議員さんのおっしゃられたとおり、低所得者の方たちがだんだん増えてきているということで、昔から比べるとその構成というのは随分変わってきている部分もあるのかなというように思っています。

今でいくと、年金だとかで生活されている方、それから農業で生活されている方だとかということで、そういう保険の負担ができる所得の割合というのは非常に二極化というか、真ん中が少なく、所得の少ない人たちが負担するのは大変だよという方たちと、所得が比較的農業などで多い人たちと、そういうように二分化されてきているという、そういう形になっているのかなというように思っています。そういったことで考えていくと、今国民健康保険に加入されている方たちの負担がどうなっていくのかといった部分でいくと、今後のことを少し考えていけば、高齢化が進んでいく中で、年金だとかそういうもので、収入がそれがほとんどですよという方たちも増えてくるのだろうというように思っていますので、そういう今の二極化というか、そういったのはまた進んでいく可能性はあるのかなというように思っています。

そういうことで考えていくと、やはり今の方たちの中で国保税で医療費を全部賄っていく、基本的にはそういう加入されている方たちの中で賄っていくという形になっていますけれども、これだけでは本当に今後でいくと済むのかなという部分というのは考えられるところでもあります。ただ、先ほども申し上げましたけれども、町から、一般会計から国保会計に繰入れだとかというのは、基本的には認められていないと、法定で認められている部分もありますけれども、それ以外の部分に

については認められていないという、そういう制度になっていますので、なかなか町として財政負担を、財政支援をしていこうとかという体制にはなっていないということでありまして、現状の中ではそういう、非常に国保税を少しずつ、先ほども言いましたように、少しずつ上げていかなければならないという現状なのかなというように思っています。

やはりもう少し、北海道で一元化するという形になったときに、もっと保険税が一人一人が下がっていくのではないのかと、パイが大きくなればもっと下がっていくのではないのかというようにも考えられたわけですが、現実としてはそうはなっていないという状況になっています。そういう意味では、今後制度的な部分、今北海道で一元化するという形で進んでいますけれども、そういう形で進んでいく中でもう少し国の支援だとか、そういったものをもっと入ってこない、なかなか国保会計の独立性というか、なかなか保てないのではないかなという感じもしているところであります。

ちょっと答えになったかどうか分かりませんが、そういうように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 今町長の答弁聞いていて、結論はもうそこに行くしかないというふうに感じたのですけれども、先ほど述べた全国知事会が1兆円の公費負担をすればという要望しているという話をしましたけれども、それをやって初めてというのでしょうか、国保税がほかの健保並みの、保険料並みの値段に収まるのだということのようです、試算はね。だから、やっぱり根本的には町長言われたように、国がきちんとしなければ駄目なのだというふうに思います。だから、今ここで町長と一生懸命議論しても解決できないというのはよく分かりますけれども、ただちょっとお聞きしたいのは、そんな中でも、今国が22年度から未就学児の半額負

担、だから町長の答弁では最終的には8.5割軽減になりますよと言っていましたけれども、その残りの分を町で単独で助成をしたと仮定した場合にはどのぐらいの対象人数と費用がかかるのかということを知りたいので、それはすぐ分かるでしょうか。分からなければまたこれは飛ばします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、金澤住民課長。

○住民課長（金澤眞澄君） 7割軽減、5割軽減、2割軽減があって、7割軽減の方が最大8.5割軽減になるということです……、少々お待ちください。

8.5割最大で幾らという資料は持ち合わせていません。申し訳ないです。

○議長（高橋秀樹君） 住民課長。

○住民課長（金澤眞澄君） 未就学児に対して軽減した場合の額ということでよろしかったですか。

未就学児2分の1軽減になってございますけれども、全体で92万9,810円でございます。（「人数」と呼ぶ者あり）

申し訳ないです。人数につきましては、67人でございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 5番。

○5番（田利正文君） 分かりました。

事前に住民課に行って、こんな質問しようと思って考えているのだけれども、具体的な数分かりますかねと話聞いてはいたのです。だから、今課長が答弁された中身は分かります。

それで、もう一つお聞きしたいのは、未就学児から高校生まで、18歳まで全部含めて全額町で負担した場合にはどれぐらいの対象人数がいて、どのぐらいの費用が必要なのかと、これもすぐ分かりますか。分からなければこれも後でいいです。これもさらっとは聞いていますから、何となくこちらで分かっているのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、金澤住民課長。

○住民課長（金澤眞澄君） 田利議員の御質問にお答えします。

小学生から高校生まで全額助成をした場合ですけれども、対象人数につきましては165名、負担額につきましては440万4,930円を見込んでおります。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 分かりました。

この2点について、以前に一般質問で聞いたことあるのですね。町長の答弁は、当時は、「一般会計からの繰入れは赤字補填とみなされ、保険者努力の不足というマイナス評価を受け、道からの交付金減収などの影響もあり、町単独の均等割軽減の実施は困難です」という回答でした。

この質問するに当たって、ちょっと調べてみたのですね。国保法第77条、あるいは足寄町の場合、国保税ですから地方税法第717条になるのでしょうかけれども、「被保険者に被災、病気、事業の休廃止など特別な事情がある場合に、市町村が条例を定めて国保税を減免できる」と規定しています。条例減免ですが、何を特別な事情とみなすかについては政令や省令の定めはなく、自治体首長の裁量に委ねられています。条例減免による子供の均等割減免は、子供がいること、そのものを特別事情というふうに扱うことで実行されているというふうになっているそうです。これ全国でほかの自治体がやっているところですね、そういう例を調べたら、そういうふうになっているそうです。

この間、国保の都道府県化ということで、標準保険料率、それから国保運営方針、保険者努力支援制度などの仕組みが発動される中で、一般会計から国保会計、公費を独自繰入れを行う自治体が確かに減ってきています。が、国保の都道府県化以後も自治体の判断で、一般会計から国保会計へ公費繰入れすることができるということは、医療保険改革法の国会審議の中で明らかになっておりました。2015年4月17日の衆議院厚生労働

委員会です。唐沢保険局長が、「一般会計からの繰入れをどうするかということにつきましては、それぞれの自治体で御判断いただく、これを制度によって禁止するというようなことは考えておりません」と答弁しています。そして、地方自治体が条例や予算で住民福祉のための施策を行うことを国が禁止したり廃止を強制することは、憲法第92条が定める地方自治の本旨や94条の条例制定権を犯すもので、政府であっても標準保険料率を建前は参考値とせざるを得なかったのだと思います。そして、厚労省も国会の答弁では、自治体の判断と答弁せざるを得なかったというふうに私は考えています。

条例減免を行うための公費投入は、政府厚労省の国保財政の法定繰入れの区分というのがありまして、その区分の中では、決算補填等目的以外の法定繰入れとして扱われるというふうになっております。国保運営方針でいう削減解消すべき赤字とみなされず、保険者努力支援制度の減点の理由にもならないということが、この間調べてみて分かったことです。

昨年の7月25日に厚生労働省の保険局国民健康保険課長が出した未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置に係る考え方についてというQ&Aの方式の事務連絡があったのですね。その問いの4と5と6の答えが、条例減免のための繰入れが赤字に区分されるというふうに読めるような紛らわしい文言になっているのです。これがあちこちの自治体で問題になったそうであります。8月、国会議員団が厚労省に問い合わせたそうです。国民健康保険課の担当者は、繰入れの整理は従来と同じですと、事務連絡で赤字としているのは軽減77条に基づかない独自減免のことで、77条に基づく条例減免のための繰入れを赤字と扱うとは書いていないという答弁をしています。そして、去年の12月14日付で、法定外繰入れは削減すべき赤字には該当せず、決算補填等目的以外の一般繰入れとして整理していますというのが正式に文書回答来

ているそうであります。

このことを明らかにした上で、改めて町長に足寄町独自の子供の均等割の減免を検討していただきたいと思います。そして、足寄町がさらに子育てのしやすいまちと認識されて、定住者が増えることにつながればと願っているところであります。1問目はそれで終わります。

2点目に入っているいいですか。

答弁求めますか。

○議長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今いろいろとお話ありましたけれども、解消すべき赤字にこのことが入るかどうかといった部分であります。いろいろと今お話ありましたけれども、国からのQ&Aだとかそういったものが来ていて、そういう形で、また北海道の道も入った会議だと思うのですけれども、連携会議という、そういう国保の関係の会議の中でもやはりお話があるのが、解消すべき赤字に該当するというような御説明もあったということ聞いています。なので、そういった部分もあって、果たしてそれが解消すべき赤字なのか、それとも法的に問題のない繰入れなのかといった部分がちょっとはっきりしていないのかなというように思っています。

そういったこともあって、やはり基本的には今の子育て支援ですとか、それから少子対策だとかいった部分でいきましたら、やはり国がきちんと国の責任としてそれぞれの自治体に任せるのではなくて、きちんと医療をどうしていくのかだとか、一律でやっぱりやっていくべきことなのだろうというように思っています。ですから、それぞれの自治体で競争的に、あそこはここまでやった、あそこはここまでしかまだやれていないだとかというように、そういうことがありますけれども、やはり基本的には国がやるべき仕事なのかなというように思っているところであります。

いろいろと今御指摘のあったいろいろなお話、解消すべき赤字なのかどうなのかといった部分なども含めて、また少し調査をさせて

いただきたいなというように思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） ぜひ調べてみていただきたいと思います。私もこれ質問するに当たっていろいろ調べて、国会の話も全部調べた上で話をしておりますので、間違いではないと思っています。

町長が言われたように、国保の問題も子育ての問題も含めて、本来は国がきちんとすべきなのですね。義務教育は無償だとなっているわけですから。だけれども、それをしたくないというか、しないできたのがずっとこれまでの流れだと思うのですよ。だから、国保が高いというのもそうです。定率で国が負担していた分が削ったのもそうですよね。そんな問題も含めて、今回の都道府県化も含めてそうなのですから、結局はそういう文書を出すのです。その文書を見たら、これ駄目なんだなと思えるような文書になっているのですよ、本当に、見たら。だけれども、よくよく調べて、これどうなのと、こうなっているよ、どうなのと担当者に聞くと、いや、そんなことは書いてませんという答弁をするわけでしょう。最終的な文書回答で、赤字には当たりませんと、こう言うわけですよ。だから、すごいずるいですよ、やり方としては。そういうふうに言ってしまうと、あとはもう地方自治体は大変だから、ぐっとやっばり身構えて縮小してしまうわけですよ。その方針に従ってなっていくというふうになってきているのかなと、私自身は思っています。そんなことで、1問目終わりたいと思います。

2点目に入ります。

生理の貧困対策についてです。

コロナ禍で雇用状況が悪化する中、世帯の収入が減少している家庭の児童・生徒や、アルバイトができずに生活が困窮する生徒・学生も増えています。また、非正規雇用が多い女性の貧困が全国的に問題となっています。

こうした家庭状況の中、毎月の生活必需品

である生理用品を購入することができずに、交換の回数を減らしたり、トイレットペーパーを代用するなどの実態もあると聞いています。

社会的には、生理について話題にしにくい雰囲気があります。とりわけ、声を上げにくい児童・生徒が、安心して通学できるよう、学校の女子トイレ個室に生理用品を配置することを求めます。

また、養護教諭らに生理をはじめ心や体の悩みを、いつでも相談できる環境をつくるのが必要と考えますが、現状と今後の取組について伺います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、東海林教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 教育委員会から、田利議員の「生理の貧困対策について」の一般質問についてお答えいたします。

まず、学校における生理用品の配置状況ですが、現在、全小中学校に公費で購入した生理用品を保健室に備蓄し、希望者には無償で配付しているほか、螺湾小学校では保健室に加え、女子トイレにも配置しております。また、女子トイレに保健室で生理用品を配付している旨の掲示を行うなど、児童生徒が申し出やすい環境づくりに配慮しています。

保健室で手渡しする理由として、生理の貧困は、経済的困窮の問題と捉えており、養護教諭等が生理用品を渡す際に、児童生徒との会話や表情などから、体調や家庭の状況を把握し、生徒指導に役立てることが重要と考えているためであります。また、必要に応じて福祉等の支援につなげることも重要です。

学校の女子トイレ個室に生理用品を配置することに関しては、衛生上の問題や他の人がいたずらや無駄に使用する可能性など、管理上の懸念もあります。

本町において、経済的な理由により生理用品を購入することができないといった相談は、現時点では耳にしておりませんが、生理の貧困問題を抱えている世帯が潜在する可能

性も否めないと考えております。

これらを踏まえ、各小中学校と協議を行った上で、これまでの保健室における相談機能を重視しつつ、まずは足寄中学校で試験的に女子トイレに配置し、その状況等を分析し、今後の対応を検討してまいります。

次に、養護教諭への生理を含めた心や身体に関する相談体制については、保健だよりや校内への案内等による周知のほか、保健体育などの授業において、生理が起こる仕組みや原因についての理解を深めるとともに、養護教諭をはじめとする教職員に対し、気軽に相談できる場を提供することが重要です。引き続き、相談しやすい環境の整備に努めてまいります。

今後においても、全ての子供たちが安全に、また安心して学校に通える環境を整えてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 答弁を聞いて、ちょっと安心しました。

試験的に中学校に配置するというので、今の教育長の答弁聞いていて、ふと思ったのです。何新聞でしたか、芽室の議会でも何年前にこれと同じような質問があって、質問した方がまた、私と同じ男性が質問したのですけれども、教育長が今と同じような答弁されたのですよ、新聞見ると。芽室の今の中で、経済的理由で顕在化はしていないというように認識していると。けれども、そういうことがあるかもしれないので、小中校と協議の上、小中学校全部に女子トイレに配置するという答弁をその場でしたのです。えっと思ったのですけれども、そういう話がありましたので、それが同じだなど思っていて、そういうふうに判断してくれるのはありがたいなと思います。

最初、その新聞報道を見たときに何を思ったかという、この教育長さん、現場上がり

の教育長さんだと思ったのですよ。なぜかという、子供の気分、気持ちというか、状況というのか、分かっている方だと思ったのです、勝手にですよ。正しいかどうか分かりません。そんなことがあります。

それで、足寄の場合ですけれども、女子中学生の方にお話を、私が直接聞いたわけではないですけれども、保護者を通して聞くことができました。なぜ保健室では駄目なのかという話、行くタイミングが難しいというのですよ。何のタイミングかといったら、養護教諭の先生がいない場合がある、それから男子生徒がいる場合があるというのです。それで、しかも生理は待ってくれませんかから、突然来ると。そのときに、行きたいのだけれども、手元に持ってなかったの、保健室に行きたいと思ったけれども、たまたま男子生徒がいるということが分かったと。あるいは知らないで入ったら、カーテンしてあるから男子生徒が寝ているのに、先生からもらったばれてしまったとかということがあつて、そういう意味で、タイミングが悪く行けないというのです。それが足寄の中学2年生のお子さんからの意見でした。そんな意見も踏まえて、ぜひ試験的にやられるということはいいことだと思います。

それで、ちょこっとだけ紹介したいのは、道教委がやったアンケートがあるのです。道教委の今年4月からだったでしょうか、全道の高校に女子トイレに全部配置したのですけれども、その前にアンケートを取っているのです。すみません、どこやったか手元に見当たらない。

逆に帯広市の教育委員会のアンケート、これも紹介しておきます。大空中学校と西陵中学校の2校で試験的に実施したと。260人中108人が回答してくれたそうです。利用したという方は46人、今後も利用したいが46人、生理用品が手元になくて困ったことはあるかという方は70人、手元にない場合どのように対応していたか、友達に借りる・もらうが83人、学校で入手できることはよ

いと思うか、そう思うが100人、学校のどこで入手できるとよいか、トイレが98人、保健室が1人、学校のトイレに置かれていることにより不安が小さくなると感じるか、そう思うが103人ですね。こういうアンケートがたまたま帯広市教育委員会がやったやつですけども、道教委のやつも同じような中身でした。

設置場所については、トイレの設置を望む声が圧倒的に多いことが、道教育委員会や帯広市などのアンケート結果でも同じような状況だったというふうになっています。

それで、ぜひ今中学校に置くとなりましたので、その結果を踏まえて、小学校にも、それからできれば町民センターにも配置できることが必要でないのかと思っていますけれども、そういう方向で検討していただければでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 田利議員と私たちの願いは基本的に一致しているのでないかなと思っています。

ただ、困っている、今議員からもありましたけれども、困っている児童生徒に確実に届ける、これが一番大事なことかなというふうに考えています。そして、心理的安全性、今大分事例がありましたけれども、そういうことも確保していくということが大切だと思います。

道立校の話出ていましたが、昨年1年間試験的に実施してアンケートを取っています。そのデータでは、今帯広市のデータありましたが、大体利用者は40%ぐらいです、40%弱。そして、利用した生徒、急に必要となったのが71.9%、持ってくるのを忘れた、40.9%、手持ちが足りなくなった、26.9%、そして実際に経済的理由で利用したというのは2.9%なのですね。実際にはもう少し多いのではないかと私思っているのですけれども、その生徒にきちんと届けられる体制整備が必要だなというふうに感じています。小中学生は、高校生と比べて社会性

だとか道徳性がやっぱりまだしっかり身につけていません。そのための指導がまず必要だということです。どうしても中にいたずらする生徒がいなくても限りません。その生徒がいるために、本当に使いたいときにそれが使えないというようなことが起きないように、事前にきちんと指導をする必要があるということです。そういうことを踏まえて、まず試験的に中学校でやってみて、その結果について、どういう対応が必要なのかということも含めて、検討してまいりたいなと思っています。どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番。

○5番（田利正文君） 今、町民センターの回答がありませんでしたけれども、その結果待ちということですね、それは。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 町民センターについては、ちょっと学校とはまた使っている、使用する範囲も違いますし、そこについては今のところ考えてはいませんが、必要に応じてそこについて、今後検討することがあるかもしれません。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 今、教育長が必要としている生徒に、子供さんに確実に届くよという話がありましたけれども、それはやっぱりきちんとそこにあることだと僕は思うのです。全国でお母さん方、婦人団体の方が公衆トイレにトイレットペーパーがどこにでもあるように、女子トイレの個室には必ず生理用品を置くというふうにするべきだという運動でずっと始まってきているのです。その発想からいくと、あることが確実に届くことであって、それからいたずらするというのもありましたけれども、トイレットペーパーも時と場合によっては、まとめて、あるやつだけではなくて棚に積んでいるトイレットペーパーまで持っていく人が出たことがあ

りましたよね。それはまた一部でしょうけれども、そんなこともあると思うのです。だからといって、配置しないわけにいかないのだと。だから、公園のトイレなどでは、トイレトペーパーをなくしたりというところもありますけれども、そういったものではないかというふうに思っています。それで確実に届くという方向で、ぜひやっていただきたいというふうに思います。そういう意味で、女子トイレに行けば必ず生理用品があるというのが当たり前というふうにすべきだというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に1点だけ、防災備品の中には生理用品は入っているのだったでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 防災備蓄品の中に、生理用品はございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 分かりました。

ぜひそういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋秀樹君） これにて、5番田利正文君の一般質問を終わります。

ここで休憩のため、11時25分まで休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、4番矢野利恵子君の一般質問から再開いたします。

4番矢野利恵子君。

（4番矢野利恵子君 登壇）

○4番（矢野利恵子君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

足寄の人口を増やすことについて。

4年前には約6,800人いた足寄の人口は、現在6,200人台になっています。人

口が減ると成り立たない仕事もあり、仕事がないければ人は減ります。人口を増やすために、次のことをしてはどうかお聞きします。

1、農畜産廃棄物や水力、地熱、木材等を利用した地産地消の町民が無料で使える電力を興し、再生可能エネルギー発電の町を目指す。

2、ユーチューバーや新規事業を起こす人に補助金を出して、足寄で生活できるように援助し人口を増やす。

3、廃業する町内事業を続けるため、後継者探しや資金の支援をする。

4、町内医療施設に、造影剤を注射せず被曝もしない、がん発見の最先端機械ドゥイブスを導入し、早期発見で私たち町民の命を守る。

5、子や孫を足寄に呼び戻すために、足寄町の仕事を優先的に用意すると同時に、公設結婚相談所をつくり、積極的に家族数増を推進していく。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 矢野議員の「足寄の人口を増やすことについて」の一般質問にお答えします。

1点目の「地産地消の町民が無料で使える電力を興し、再生可能エネルギー発電の町を目指す」についてですが、現時点において再生可能エネルギー発電設備を建設することは考えておりませんし、建設された場合でも多額の建設費やコストを要するため、無料とはならないものと考えております。

2点目の「新規事業を起こす人への補助金」についてですが、新規事業を起こす方については、とちち創業支援ネットワーク会議において、創業希望者や創業者に対する支援を行っております。また、本定例会に補正予算を提案させていただいておりますが、足寄町創業及び持続化支援金として、町内で創業した事業者に対し上限50万円、さらに創業から2年経過し事業を継続する意思があることを条件に上限50万円の支援金を交付す

ることとしており、ユーチューバーも個人事業主として該当することが考えられます。

3点目の「廃業する町内事業を続けるための後継者探しや資金の支援」についてですが、小規模事業者等の円滑な事業承継を支援することを目的として「事業承継サポートネットワーク」が構築されています。このネットワークには十勝地区で市町村や商工団体、金融機関等32機関が参画しており、専任コーディネーターも設置されていますので、事業承継の問合せがあった場合には、商工会とも連携の上、専門家の派遣や国の事業承継に係る補助制度などの支援を行ってまいります。

4点目の「がん発見の最先端機械ドゥイブスの導入」についてのご質問ですが、ドゥイブスは「背景抑制広範囲拡散強調画像」と呼ばれるMRIを用いて全身のがんを診断する検査方法で、2004年に日本人医師によって開発されたものと承知しております。この検査は、高性能MRIによる新しいがん検査法であることから、機器の導入費用も非常に高額なものとなっております。

ドゥイブスは、被曝の心配がなく、有効ながん検査法の一つであると認識しておりますが、がんの部位や大きさによっては他の検査方法が優位の場合もあるとお聞きしていることや、費用の面からも導入は考えておりません。

国保病院においては、令和元年度に全身用エックス線CT診断装置を更新させていただきました。本機は、80列マルチスライスの高分解能かつ低被曝仕様となっており、以前のものと比較して性能が大きく向上しております。

このCT検査のほか、レントゲンや内視鏡検査、血液検査等を組み合わせることで、がんの早期発見・早期治療につなげていくとともに、必要な場合は高度医療機関に御紹介をさせていただくなど、現状の体制においてできる限りの対応を進めてまいります。

なお、町内他医療機関においても、ドゥイ

ブスを導入する考えはないことを確認しております。

5点目の「子や孫を足寄に呼び戻すために足寄町の仕事を優先的に用意すると同時に、公設結婚相談所をつくり、積極的に家族数増を推進すべき」についてですが、NPO法人ふるさと回帰支援センターによれば、移住希望者が移住先を選択するに当たっては、就労の場があることが最優先の条件に挙げられています。

しかし、足寄町に呼び戻すため、仕事を用意できたとしても、雇用する側が求める人材でなければ就業に結びつくことは困難ですし、また、優先的に仕事を用意することについても雇用の機会は移住者に限らず均等であるべきと考えます。

次に、公設結婚相談所についてですが、現在、道内において公設による結婚相談所はないものと認識しております。

数年来続いたコロナ禍においては、出会いの場が減少するなどの課題はありましたが、近年、結婚に対する考え方は多様化しており、機会の創出が直ちに結婚につながるものとはいえない状況にあります。しかし、人口減少対策の取組として、民間が行う結婚サポート事業について、年内をめどに町や関係団体等と地元企業が連携協定を締結すべく準備を進めているほか、農業委員会では、農業後継者パートナー対策事業により、婚活イベント等の取組を行っていることから、結婚相談所を開設する考えはありませんので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、矢野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 再生可能エネルギー発電の町を目指す考えはない、もし再生可能エネルギーのものをつくったとしてもコストが高いため無料とはならないものと考えている、これではちょっとやはり足寄町として独自のことをやらなければ人口は増えない

と思う。例えば、十勝管内で人口を増やしたまちとして大樹町がある。大樹町どんなことをしているかという、宇宙のまちということで、どこのまちでもやってないことをしている。だから人口を増やすためには、同じことをやっていると駄目。当たり前のことをしては、人口は増えない。ほかのまちではやっていないことをやっていたらいいと思います。

これについて、やる気はないと言われたらそれまでなのですが、それでは足寄町独自として、人口を増やすために一体どんなことを考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今回の1点目の地産地消のエネルギーをつくって、そしてそれを町民に無料でという、ここの部分でいけば、先ほども申し上げましたように、非常に電力を起こすということ自体もかなりのコストがかかるということでありまして、それを起こして無料で町民の皆さんに使っていただく、これはやはりかなり難しい話であるというように思っています。まずは何を使って、再生可能エネルギーをつくるのかといった部分も含めて、それからいわゆるそれぞれの家に電気をつながなければなりませんけれども、その部分についてもかなりのコストがかかりますし、そういうことで考えていくと、それを町がやって、町がその電力を起こして、町がいったら電力会社と同じようなことをして、皆さんに無料で電気を使っていただくというのは、これはちょっとやはり難しい、困難な話だというように思っております。

先ほど言われましたように、今足寄町だけではなくて、いろいろなまちでやはり人口減少というのが言われています。ただそうはいっても、先ほど言われたように、大樹だとか、それから場所によっては少し人口が増えてきているよというまちもあるわけです。そこはそれぞれのまちで今まで長年続けてやってきた、そういった事業が少しずつ成果が

実ってきてというような形になっているのかなというように思っています。

そういうことでいくと、足寄町も、では何かほかでやってないからこれやれば、では人口増えるかという、そうではないというように思っています。人口の増えるような取組というのは当然何やかにや、いろいろな取組というのはありますけれども、そういったことをやっていたらいいけれども、奇を狙って、ほかでやってないことをやれば、では人口は増えるかという、決してそうではないというように思っています。それはやっぱり人口が増えるようなことをしなければならぬということなのだろうというように思っています。足寄町もこれまでに総合戦略ですとか、人口減少対策でいろいろな取組をしてきています。子育て支援もその一つだというように思っていますけれども、そういった中で少しずつ人口が減少はしてきていますけれども、その減少を少しでも抑えることができるといったところが大きなところになってくるのかなというように思います。というのは、日本全体として人口がどんどん減ってきているという、この実態は間違いのない話でありまして、その中で足寄町だけが人口がどんどん増えるということにはなかなかないかというように思っています。だから、そういう今大樹町などの話もありましたけれども、そういった取組が少しでも何か足寄町として、こういう取組がというのがやっぱりなければならぬのかなというように思っています。ただ、現状として、ではこれをやったらすぐ人口が増えますよとかということにはなかなか言えない部分なのかなと思っています。

これまでもやってきてますけれども、子育て支援ですとか、そういった取組もしてきてますし、それからやはり足寄町の基幹産業は農業、林業でありますから、農業、林業を取り巻く、そういった部分の仕事を増やしていくというようなことが大事なのかなというように思っています。全然足寄町に何の関係

もないような仕事をやりましょうといってもなかなかこれ難しい。それで人口を増やそうといってもなかなか難しいだろうなということを考えていきますと、やはり農業ですとか林業ですとか、そういう足寄町である産業に絡めた、そういった事業を進めていかなければならないのかなというように思っています。とりわけ、農業なども新規就農者というのは確かに少ないですけれども、一遍に人がぐんと増えたとかというわけではありませんけれども、新規就農者も入ってきている。現状でも、これから新規就農で入ってこられる方たちがいるというようなこと。それから、林業関係についても、林業の就業される方たちが少しずつ若い方たちが増えてきているというようなことなども、全体として、では人口がどんどん増えていきますよということにはすぐにつながっていくということではないですけれども、少しずつでも人口の減少を抑えるという取組が本町としては取り組んでいかなければならない課題かなというように思っているところであります。

あと、まちの中の活性化だとかそういったものですか、それから観光なども含めて、いろいろな取組をこれから進めていかなければならない、少しでも人口減少を抑えることができるような取組をしていかなければならないというように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 再生可能エネルギーについては、三菱マテリアル、社有林で風力発電、こんなふうに変ったことをしている企業もある。他企業も追随の可能性。足寄町は本当に林というか、町有林もたくさんある。その中で、風力発電もできるだろうし、ほかの企業でやろうとしていること。そして、太陽光発電にしても、たしか中国製のものはすごい一桁違うぐらい安くパネルが手に入る。そういうことを考えたら、高額でとても手が出ないというものではないと思う。ほかできちんとやっているのだから。実際私

も太陽光発電をやっていますけれども、これは20年契約で10年で元を取れます。その10年の中には廃棄費用も含めて、それで10年で元を取るやつで、あとの10年はもう利益ということになるのですよね。だから、足寄町も実際にそれをやれば、本当に無料でみんなに電気を使ってもらうことはできた。そういう研究が足りないのではないかと思うのですよね。

例えば、去年の10月に作成した足寄町再生可能エネルギー導入計画、これをちょっと見たのですけれども、この11ページで、人口がどんどん減っていくということをもう予想していて、2030年には5,139人になると。今6,000人台いるのに、こんなふうには予想されていて、これらの地域課題の解決を達成する仕組みを構築することが求められているというふうになっている。だからその地域課題を構築するために、一体足寄町としてどんなことを考えているのか、それをお聞きしたいと思います。ただ、ほかの町村と同じことをやっているのは、人口がどんどん減るだけだ。だから大樹町のように宇宙産業とか、誰もがやっていないことをやらなければならない。それで、足寄町として独自にどんなことを考えているのかなということをお聞きしたかったのですよね。この11ページでも、これらの地域課題の解決を達成する仕組みを構築することが求められている。だからこの仕組みを構築するために一体どのようなことをしていただけるのかをお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 風力発電などの話もありましたけれども、風力発電については以前足寄町でも実験、風力の概況調査というのですかね、風力どのぐらい平均してあるのかというような取組も以前にはしております。これは足寄町の場合、本当に山の中、いってみれば中山間地域ですので、山の中なのですが、こういう山の中でのというのは本当に高いところで、風が非常に強い、そういつ

たところでないとなかなか難しい状況になっています。やっぱり山に囲まれている中では、風がどうしても弱くなるだとかということがあって、やっぱり高いところ、そういったところで実験をしているわけですがけれども、その中では残念ながら、その当時、一般的に風速6メートル以上ぐらいがないとなかなか採算が取れないというか、電気が起こせないというようなお話だったとたしか思うのですけれども、そういったことでいくと、山の中でなかなかやっても、それもなるべく風の強いところを選んで実験をしたわけですがけれども、そういう形で、風力発電もやっぱりなかなか難しいだろうということで、その当時結論は出たところであります。

そういうことで、いろいろな取組というのはこれまでも足寄町でも、再生可能エネルギーをどう足寄町でやれるのかといった取組は今までもいろいろしていますけれども、なかなか足寄町の中でこれが一番可能性のあるといった取組というのがなかなか、これだというものがなかなかないというのは実態なのかなというように思っています。

これから、実際に事業としてどういう形で取り組むことが必要なのかというのは、これからまた今年度また計画をしながら進めていくところでもありますけれども、実際に具体的にどんなことができるのか、そういったものはいろいろな方たちの御意見などを聞きながら、そういったところを参考にしながらやっていければなというように思っているところでもあります。

人口の話でいけば、やはり先ほども言いましたように、足寄町としてやっぱり人口を増やしていかなければならないといった部分でいけば、やっぱり農業だとか林業だとか、そういったところの人たちが、そこで働ける人たちだとか、そういった人たちが求められてくるのかなというのがまた一つかなというふうに思っていますので、今後も新規就農ですとか、それから林業関係でも新たに林業に従事していただけるような方だとか、そういっ

た方たちを取り組んで、足寄町に入ってきていただくというような取組ですとかというのは必要になってくるのかなというように思っています。

それと、人口については、先ほども言いましたように、この後、もう既に産まれてくる子供たちの数を考えていくと、将来的に向かって、日本全体としては人口は減っていくという方向に向かっているということで、国の機関である、社人研という国の機関があるのですけれども、そこでこの後の人口の推移ですとか、そういったものを見ていくと、やはり日本全体として人口は減っていくという、そういうことになっています。それは足寄町においても、では足寄町だけが増えていくかというところと決してそういうことにはならないだろうというところで、総合戦略ですとか、そういうのをつくっているわけですがけれども、そういった中では人口は減少していきますよという数字が出てはいるということでもあります。あとは、その人口の減少をいかに抑えていくのか、そういったものはやっぱりこれからの足寄町の取組の中で、人口減少をいかに抑えていくかといったところを取り組んでいかなければならないというところです。さらに、矢野議員さんが言われるように、人口が増えていくような、そういった取組が今後足寄町の中でできれば、さらによい結果に、減少を少しでも抑え、そしてもしくは人口が増えるだとかいうようなことになれば、それはさらにいい話なのかなというように思っているところでもあります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 取りあえず分かりました。ほかのまちにはない足寄町独自の変わったことを、宇宙産業のような変わったことをする気は今のところないということが伝わってきましたので、では次、2番目。

ユーチューバーや新規事業を起こす人に補助金を出して、このことですが、新規事業者に上限50万円の創業支援金、それから2年

経過して事業を継続する意思がある人に上限50万円、これでは全然話にならないですよ、生活できませんもの。例えばユーチューブやるにしても、フォロワーが何人もいないと生活できるまでにいかない。私もHIKAKIN（ヒカキン）さんとか、はじめしゃちょーとか、きまぐれクックさんとか、そういうのをユーチューブ見ているのですけれども、そういう人たちはすごい億のお金を稼いでいる。でもそこまでいかななくても最低限のことをやってもらって、最低限の生活を安定できるような生活を支援して、その人たちが成功して独立して支援金を受けなくても、ここで生活できるような、例えば足寄町の景色を紹介していったり、特産物を紹介していったり、人を紹介していったりだとか、そういうようなユーチューブの番組をつくることも考えられる。だから、そういう人たちに何か期限を決めて、例えば2年、3年なり、生活できるだけの支援金を渡す。そして3年ぐらいの猶予期間を与えて、それで成功できるまで支援していくという、そういう考えはないですか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） そういう支援の部分でいきますと、やはり創業する、事業を起こすために必要な事業費といいますか、いろいろと備品ですとか、それから設備ですとか、そういうものが必要になってくると思うのですけれども、そういったものに対する支援ということでもあります。その中で、生活費だとか、その方が生活をしていくための費用というものは町として補助金として考えてはおりません。ですので、今回50万円、50万円ということで、最初に50万円と、2年経過した中でまださらに継続していきますよといった部分の50万円というのは、基本的にはそういう設備ですとか、さらに事業を進めていくために必要なものを導入するための費用ということで考えておりますので、生活費だとかそういったところまでは、そこまでを町が支援をしながら、例えばユーチューバー

の方だとか、そういった方たちを支援しているのだとかという考え方はございません。

この中身については、商工会さんなどとも相談しながら、こういう中身でやっていきましようということでお話をして、決めてきている中身でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（矢野利恵子君） やる気はないというのだから、これ以上言ってもどうしようもないので、では次。

廃業する町内事業を続けるための後継者については、問合せがあった場合に専任コーディネーターさんが対応するというのですが、問合せがなかったら、ではそのまま終わりですか。私もいろいろな業者さん頼んでいるのですけれども、そこには今のところ後継者さんがいないようなところが多い。板金屋さんにしろ左官屋さんにしろ。そういう人たちいなくなったらどうしようかなと、町外の業者に頼まなければいけないのかと思って、本別の業者に板金やってもらったうちがあると。それは普通の一軒家なのですけれども、特に大きいわけでもなく特に小さいわけでもない普通の一軒家で、何と板金80万円もかかったと、80万円とちょっと。本当に高額だなと。私は昔6年ぐらい前に屋根ふいてもらったときは25万円でやってもらった、町内の業者さんですけれども。ですから、後継者いなくて困っていますという事業承継の問合せがあった場合に対応するのではなくて、本当なくては困る事業ですから、そこにもう積極的に町のほうから働きかけて、事業者を育成していく、こういうことはできないものかをお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 基本的にはやはりそれぞれ個人個人で事業をやられているということになりますので、その方たちがいつ後継者がいなくて、いつその事業をやめるかだとかというのは、それぞれ個人の判断になりますので、それをやめるのですかやめないの

すかとかというような話というのは、なかなかこれはそれぞれの一軒一軒に話するのは難しい話だなというようには思っています。

ただ、今言われたように、足寄町の中でのいろいろな事業者がいらっちゃって、その方たちが今いらっしゃるから、まちの人たちもそういういろいろなサービスを受けられたりだとか物が買えたりだとかということができているわけでありまして、そこがだんだんなくなっていくということになりますと、足寄町の町民の皆さんが生活だんだんしづらくなっていくということになるのかなというように思っています。それで、このあたりは商工会などともやっぱり事業承継というのは非常にこれからの大きな課題ですよということで話をしております、商工会さんだとかも一緒に考えながら進めていかなければならない、そういう課題なのかなというように思っています。

いろいろな会議の中で、事業の承継、必要な事業を続けていってもらわなければならないよねという話だとか、ではそこをもしもやめたときにその後どうなっていくのかだとかといった部分については、いろいろな形で商工会さんなどとも相談しながら進めさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 現在、4番矢野利恵子君の一般質問の途中ですが、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番矢野利恵子君の一般質問の再質問から行います。

4番。

○4番（矢野利恵子君） 事業所系の問合せがあった場合にだけ対応するという事なので、仕方がないな、そういうふうにしかならないというのだから、もうこれ以上何を言っても無駄だなということから、では4点

目のがん発見の最先端機械のドゥイブス、これ私がテレビで見たときには全国でも20台しかないという機械だったと。これの最もよい点は被曝ではなくて注射しなくていい。造影剤を注射することによって、やはり具合が悪くなった人がいるということを知っていますし、100万人に1人は亡くなるということが書いてあった。だから、造影剤を注射しなくていいというのは最大のメリットなので、幾ら値段が高かったとしても足寄町としてこれを取り入れていくべきではないか。そうすれば、他の町村からも、そんないい機械があるなら自分もやりたいということで、足寄の病院に来ることもある。やはり機械を更新するときには、もっといい機械ができていられるかもしれないけれども、造影剤を注射しなくていいというところに目をつけて、今後機械を更新する場合にはぜひ考えていただきたいと思います。

町長として、今ある80列マルチスライスの高分解能かつ低被曝という、これもさることながら、それよりも本当注射打たなくていいという、私注射嫌いですから、数々のワクチンも受けてないようなことで、それを考えて注射嫌いな人のため、そして注射打ったら具合悪くなる人のために、この機械の導入を、機械の更新時に向けて考えていただけたらいいなと思いますけれども、町長としての考えを伺います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 今あるCT診断装置ですか、これの更新のときというお話ですけども、当然今令和元年に導入したばかりですので、これからまだまだ長いこと使っていくって、実際何年かたつと更新の時期というのはやっぱり来るのだろうというふうに思いますけれども、その時点でどんな機械が、もっと高性能なものがいっぱい出てきたりだとかとするのはあるのかなというように思います。そんなときに、ではどういうものをこの後導入したらいいのかというのは、検討の余地はあるのかなというように思いますけれ

ども、現状でいけばドゥイブスという検査方法、この部分でいくと、これも聞いている話では、完全ではないということで、もっといろいろな方法なども含めてやっていったときに、その検査の中で発見できるものもあるというようなことでありますから、必ずしもこのドゥイブスという、そういうMRIの機械を入れなければならないのかという、今言われる被曝しないだとかという、そういうものもありますけれども、当然やっぱりトータルで考えていったときに、足寄町でどういうものが本当に必要なのかというようなところは検討しながら、次の機械を導入するということになるのかなというように思っています。

ですから、必ずしもこの機械をというようなことでありませぬし、今後いろいろな技術の進歩だとか、そういったものでもっとがんの発見がもっといろいろな方法が出てくるというようなことも考えられますので、そういったものも含めて検討しながら次の機械の更新という、まだ大分先だとは思いますが、そういうところで考えなければならないことだろうというように思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 分かりました。ぜひ注射しなくてもいいような機械を導入を考えていていただきたいと思います。

次に、5点目。

新規に足寄に来る人を募集してもなかなか来てもらえないことが多い。でも、子供とか孫とか、親がここにいる、おじいちゃん、おばあちゃんがここにいるとなれば、それをきっかけにここに来てくれる人、つまり足寄町に住んでくれるという確率が高くなる。だからそんな人を呼び込むためには、町のいろいろな仕事があるのだから考えて、その人その人に合ったような仕事を、この人はこれがいいのではないかなというふうに見つけていくことは不可能ではないと考えます。それをやってほしいなど。

そして、道内において公設による結婚相談

所はないものと認識しておりますということですが、あらっと……、これは2023年2月14日火曜日の北海道新聞の第3面なのですけれども、公設結婚相談所、旭川にあるのですよね。国内では最古。同相談所は1941年、昭和16年の開設で、現存する公設の結婚相談所では国内で最も古いと見られる。これまでの成婚数は約3,000組。きちんとあるのですよね。新聞が間違ったことを書いているのだからかと思って、旭川の市役所に今ちょっと確認してみました。そうしたら、旭川の市役所の市民生活部、そこの外部組織としてあるのですって。ボランティアが中心に、旭川市の支援を受けたボランティアがやっている、年3回パーティーをやったりだとか、そういうことをしているという。そういう先進地を見て、足寄町も研究したらいいのではないかな。道内において公設による結婚相談所はないものと認識しておりますで終わるのではなくて、そういう先進地があることだから、そういうところを研究して足寄町でもやったらいいのではないかと思いますけれども、それについてお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 現状でいきますと、最近の状況でいきますと、どちらかというと、外に子供さんがいて、お父さん、お母さんが足寄にいらっしゃる。なかなか外部というか、市部だとか、どこかちょっと遠くに子供さんたちがいると、親をどちらかといえば呼んで、自分の子供さんの近くに呼んで、そこで住んでいただくとか、多分同居というのがあるのかもしれませんが、そういうことがやっぱり最近でいくと多いのかなというように思っています。いろいろと、みんながみんなそうではないのですけれども、やはりお父さん、お母さんがいて、年齢が高くなってきたよ、子供さんたちも都市部にいて、年齢が高くなってきたよ、何かあったときに、子供さんたちが親のところに来たいのだけれども、なかなか子供さんたちも年も取ってきているので、なかなか来るのも大変

だよだとかというようにあって、どちらかという、お父さん、お母さんたちを子供さんたちの近くに呼び寄せるといことが最近が多いのかなというように思っています。

それで、それはそれで話としては別な話ですけれども、そういうこともあったりしますけれども、足寄町で、それでは仕事が全くないかというと、決してそうではなくて、足寄町でもハローワークだとか、そういったところに申し込んで仕事があって、それで職員を探していますよという、そういうことで登録している方たちもたくさんいて、決して足寄に仕事がないということではないのですけれども、たまたまやっぱり例えばほかのまちから足寄町に来て仕事を探しているだとかという人たちとそういう仕事が、探している人たちとのマッチングといいますか、そういうのがなかなかやっぱりうまくマッチングしないということが多いのかなというように思っています。例えば、足寄町に来たいと思っているけれども、仕事探したけれども、いろいろ仕事あったけれども、自分の思ったような仕事ではなかっただとかというのものもあるのかなというように思いますし、こちらの足寄のほうの事業者の方たちが来ていただいたけれども、なかなかこの方の考えていることとなかなか足寄では一致しないだとか、そういったこともあるのかなと思っていますので、なかなか仕事のマッチングというのをきちんとできるかどうかといったところが、やはり足寄に移住してきていただく、そういったところでは大変になってくるのかなというように思っています。そういうことで、仕事のあっせんとかそういったものもびびっどコラボレーションですとか、そういったところですか、それから、足寄に来られているいろいろとお話を聞いた中で、こんな仕事ありますよだとかというのにも相談には乗ることはできるのかなというふうに思っています。ですから、そういった中で仕事がうまくマッチングできれば一番いいのかなというように思うところ

であります。

それで、結婚相談所なのですけれども、結婚相談所公設では、外部団体という、旭川の外部組織でとかという形でやっていらっしゃるといことですのですけれども、そういう形でやっていらっしゃるところもあるのかなというところでもあります、足寄町としては公設で設けるといことではなくて、民間でやっているところと連携しながら、そういった形で結婚相談だとかを進めていければなど考えているところでもありますので、回答の中ではそういう形で今後進めていきたいなと思っているところでもあります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 仕事なのですけれども、町職員を雇うに当たって、町内に身内がいるという人、つまり親だとか祖父母とか、そういう人たちがいる人を優先的に雇うというふうなことはできますか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 足寄町で職員を採用しますよといったときに、足寄町出身の方、そういった方を優先的にといところのお話かというように思いますけれども、基本的にはやはりその方の能力ですとか、いろいろと試験などもやりながら、その方の状況を見て決めるというのが一般的かなというように思っております。ただ、先ほども言いましたように、ほかのまちに子供さんが出ていくと、どうしても最終的に何年かたっていくと親も一緒に外に出ていくような形になることも多いというようにも考えますと、なるだけ足寄の方は足寄のまちの中で勤めていただければなというように思っているところでもありますけれども、ですが、それが全てといことにはならないのかなと考えているところではあります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 今の答えでは、ちょっと理解がし難かった。取りあえず、足

寄町で親の面倒を見たりする、そしておじいちゃん、おばあちゃんの面倒を見ると、そういう人をいたら優先的に町で雇うという、そのことをやってくれるのかということを知りたい。条例とか何かでそうやって決めて、町にそういうふうな人がいる場合は、優先的に雇う。その職員の能力とかといっても、昔聞いたことによると、前町長が公然と言っていたという話なのですけれども、町職員の3分の1は能力がある、3分の1は普通だ、残りの3分の1は箸にも棒にもかからないというふうに言った。そういうふうには真偽のほうは定かではないけれども、そういうふうに言ったということを知っています。だから、雇うに当たって、それほどぱっと見た感じでは、そんなにそんなに相手の能力というのは分からないと思うのですよね。普通は一般的にきちんと仕事をしてくれればいかなということなので、つまり足寄町の発展に尽くせるか尽くせないか、人口を増やすことができるかできないか、そういうようなことを考えに入れて、大体本当に大抵今までずっと見てきたことによると、親が子供のところへ行ってしまうというのは、もう昔から当たり前のことだった。そうやって、人口が減っていった。だから、その逆を考えて、親がここにいる場合は、親の面倒を見ると、そういう使命もあるから、それを鑑みて、町職員雇うときにもそこを重点的に考慮していただけるかどうか、そこをお聞きしたいです。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 基本的には先ほども申し上げましたけれども、試験だとかをやって職員を採用するわけでありまして、その中にそういうことも当然あるのかもしれませんが、それは採用する段階でそういうことが、将来的にその方が親の面倒を見るだとか何だとかというのは分かりませんので、そこはそれを優先的にその人を採用しますだとかというようなことにはならないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） その人が親の面倒を見るか見ないかは分からないというけれども、今少子高齢化ではないけれども、子供少ないのだから、身内はその子しかいないとなったら、いや応なしに法律上もその子は面倒見ていくということになっていくと思います。だから、やはり何とか町内に身内がいる場合、直系親族がいる場合、その場合は優先的に雇ってほしいと思います。足寄町で一番いい花形の職業は役場職員ですから、どこかの社長が言っていたけれども、今どき社長でもこんなにもっていないというふうには、平均の年収を見たときに、そう言った人もいます。だからそんな中でやはり何とか町民のための役場であってほしいので、それをやってほしいと言った。ただ、もうやる気がないというのだったら、もうそれはそれでしょうがないのですけれども、何とかそれを考慮に入れて、今まで子供のところに行ってしまうというのを親のところ呼び寄せる、そういう発想の転換をしていただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） このお話は先ほどから申し上げていますように、職員を採用するというところでいけば、そのことを最優先でその条件で採用しますよということとは言えませんということを言っております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（矢野利恵子君） やらないというのはしょうがないので、これで終わります。

○議長（高橋秀樹君） これにて、4番矢野利恵子君の一般質問を終えます。

次に、3番榊原深雪君。

（3番榊原深雪君 登壇）

○3番（榊原深雪君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

公衆トイレの維持管理について。

公衆トイレはまちの印象を残すものであり、きれいなトイレは使用する人の心を豊か

にするものと考えます。

次のことについて伺います。

1、町内には多くの公衆トイレが設置されており、公園に設置されたもの、観光施設に設置されたもの、墓地など町の管理施設に設置されたものがあるようです。広い足寄町には何か所の公衆トイレがありますか。

2、維持管理及び清掃については、どのようにされていますか。

3、新しいトイレができたことにより、不要となったトイレの撤去についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 榊原議員の「公衆トイレの維持管理について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の公衆トイレの数につきましては、町が管理しているものとして、公園関係等で22か所、あしよろ銀河ホール21に1か所、オンネトー地区に1か所、足寄霊園に1か所、大誉地・上利別・芽登の各本町に1か所の、合計28か所設置されております。

2点目の維持管理及び清掃につきましては、開設期間や設置場所ごとに委託内容や見回りの頻度は異なりますが、定期的な清掃やトイレトペーパーの補充等のほか、一部の施設では周辺の除雪を業者等に委託しています。

3点目の、新しいトイレができたことにより不要となったトイレの撤去についてですが、最近の事例では、平成25年度に里見が丘公園運動区内にあった3か所のトイレを集約する形で、野球場隣接地に建て替えをした際に、1か所は解体し、ほかの2か所は一部改修を行い、倉庫として利活用を図っているものと災害用のくみ取りトイレとして活用しているものがあります。

また、本年度、老朽化や利用実態等を考慮し、北星公園と山手通公園のトイレを常設型から簡易型に変更しましたが、北星公園トイレについては、多額の一般財源を要することから、当面、出入口を閉鎖して、財源確保の

見通しが立った時点で撤去を進めたいと考えており、山手通公園トイレについては、本年度の遊具等整備工事に併せて撤去する予定であります。

以上、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） この質問に当たりまして、町なかにある公衆トイレを二十何か所か見てまいりました。そして、写真も58枚ぐらい撮ってきました。そして、その中に、公園に付随しているトイレについては、水洗化されており、清掃も行き届いて、良好な状態にあると思われました。水洗化できない公園には、簡易水洗移動式トイレが設置され、衛生的な住民サービスが提供されておりました。

ところが、墓地にあるトイレについては、水洗化できない場所にあるためか、くみ取り式であり、定期的な清掃もなく、汚れたままになっておりました。使用されるのがお盆やお彼岸などの限られた時期でもあろうかと思いますが、従来のトイレは撤去して、公園にあるような簡易水洗移動式トイレの設置はしてはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

公園関係の担当部署が建設課で、管理都市計画で、そちらのほうは頻繁に見回りをしたり、古くなったら移動式のトイレに変えたりというところをきちんとやっていたところでございますけれども、墓地のほうが住民課の担当で、その部分で住民課なりにはしっかりと管理はしていたところでございますけれども、やはり全体の墓地の中の一つのトイレというところで、なかなか目がきちんと行き届いてなかった部分もあるのかと思います。

現在、更新についての計画はございませんけれども、今今回改めて榊原議員さんから御

指摘のあったことをしっかり見て、どうしたらいいかというのを改めて、今の現状のものでもう少しきれいなようにきちんと維持をもうちょっと向上させるのか、それとも簡易式トイレに変えるのかという部分を改めて見直しをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 今の住民課のほうで管理しているというお話でしたけれども、そのトイレはくみ取り式で和式なのですね。そして、お盆やお墓参りに見える方は割と高齢者が多いと思うのです。それで、洋式にされている方が多くなっている今の時代に、あのトイレは本当に旧式であり、そして一回汚されたものを誰が使おうかと思わないです。すごくひどい状態、写真後でお見せしたいぐらいですけれども、あれをそのままにしておくということ自体が、もちろん汚された方が本当に残念ながらいらっしゃるということは悲しいことですが、やはりそれをまた掃除して使ってもらえるようにするのが、また行政の役割ではないかなと私は思うのです。だから、今副町長お答えになったように、簡易式の移動式トイレですね、あれでしたら本当きれいなのです。私公園のトイレ心配していました。本当に使えるかな、やっぱりちょっと不用心かなとかという心配もありましたけれども、あのお墓のトイレは、お墓がきれいになった、敷石もきれいにさせていただいて、すごく喜んでいたところだったので、火葬場ももちろんきれいなのですけれども、あそこのトイレはもちろん使う方は利用するときの方のためにあると思うのですけれども、やはりあそこは早急に手を入れて改修していただけたらありがたいなと思っているところですが、どうでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 今御指摘ありました霊園のところのトイレですけれども、実態もうちょっと、きちんと確認させていただいて写真も撮っていただいているということです。

で、実態としてはきつともって言われるとおりのかなと思いますけれども、町としてもきちんと中身どうなっているのかといったところの確認と、それから今までの管理の仕方、そういったものを含めて検討しまして、今後どうしていくのかといった部分、少し検討させていただきたいと思いますので、少しお時間頂ければと思うところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 8月のもうお墓参りも近いことですので、これはそんなに時間かからなくできるようなことではないかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問に移ります。

元東小学校では、現在生涯学習館であるグラウンドにトイレが設置されておりますけれども、鍵がかかっている使用できない状況となっています。グラウンドは少年野球の皆さんが頻繁に使用されており、そばにあるトイレが使用できないのは不便だと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

旧東小のグラウンドにつきましては、議員御指摘のとおり使用するのは野球少年団が夏場使うというところで、故障トイレあるのは認識しておりますけれども、どれぐらい頻度でどういった管理をしているかは申し訳ございません、把握してございません。ただ、外に生涯学習館ございますので、そちらの施設、利用できるのかな、貸してもらったりすることはできるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（榊原深雪君） 少年野球の方が二十数名いらっしゃるのです。それで、利用するのに必要ではないかなと私は客観的に見て

思ったところなのですけれども、生涯学習館をお使いになるのはいいのですけれども、そうしたら不要になったトイレはどうされるおつもりなのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 現在使用されていないということですので、今回のほかの施設と同様、やっぱり撤去すべきものでないかなと思いますので、担当部局とちょっと状況を確認しまして、そういった方向で進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 公衆トイレについては衛生上と防犯上などにおいて、地域住民の方との連携が欠かせないものと思われま。地域住民の方の意向をどのように聞き取りされているか、お伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 丸山副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 地域の住民の声というのは、トイレに関してですか、公園の利用に関して。（「トイレの」と呼ぶ者あり）

トイレですか。

具体的に、大誉地、上利別、芽登とか、そういうような地域のところについては、その町内会の方、自治会の方とお話をさせていただきま。すけれども、公園に関しては公園の利用者の方がどうかということで、地域柄という、廃止をする場合にはそれぞれその地域の方との御相談をさせていただきますけれども、維持の関係で古いやつを新たにす。るとか、簡易型にす。るとかという部分でいえば、利用者の実態、どれだけ使われているか、老朽度合いがどうなのかということで、町が主体的に考えていくと。

先ほど更新なり解体という部分ですけれども、トイレに限らず町有の建物いっぱいございます。例えば学校の廃校になったところす。とか、そういうところも今本当に解体費も非常に高額になるので、本当にこちらのほうにも書いていますけれども、財源的なもの

の、今壊すべきか、それとももう少し辛抱して、例えば新たな整備があつたらそれとともに併せて工事をして経費を削減できないかとかということもあつて、なかなかそれだけの単独での解体費を出してやるかというところはなかなか予算的にも、なかなか厳しい査定をしてしまうというところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 地域住民の方の意向というもののの中の一つなのですけれども、三笠通りの町営の駐車場ありますね。そのところのトイレ入りますと、写真撮りに行きますと、灯油の臭いかなりしてました。扉も、私前回も調査したときに、扉がさびておりました。とても何かあまりいいきれいなトイレがあるなという状況ではありません。そこをちょっともう一度御覧になったらいかがかと思。いますけれども、そういうことを言っているのですね。灯油の臭いもするということ、町にお伝えしたという、その方は、町民の方は言っていました。だから、そういう意向もきちんと取り入れながら、それを改善するような方法をしてほしいなど、私はこの質問に際して思いましたので、そのことについてお答え願。います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、丸山副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 三笠通りの灯油の関係なのですけれども、多分私が聞いたところ、把握したところによると、数年前に近隣のところから漏れてきて、トイレのほうに流れ込んできた。それで、建設課のほうに可能な限り、総更新はできないけれども、可能な灯油の臭いなりがなくなるような対応ということで、去年かおとし、一度やったのですけれども、まだ抜本的な解消になっていない。と。何とかならないのかといったところ、聞いたところによると、本当に全部掘り下げて、かなりもう染み込んでいるような、地下にも染み込んでいるので、かなりの工事をしないと無理じゃないかというお話であつて、取りあえずはそこまでの費用をかけるのはな

かなか難しいねというところで、臭いは少しは解消されているようなのですけれども、今のところ現状のような状況になっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（榊原深雪君） 根本的には財政の問題で片づけられましたら、私たちはこれからこれ以上はあまり無理なお願いもできないような状況ですけれども、言わせてもらうときは言わせていただこうと思っております。

次に、その三笠通りのトイレの扉の、丸ごと替えるといったら大変ですけれども、使いによっては、まちのイベントのポスターなりにパウチをしてそこに貼るとか何とでもなると思うのですね。お金使わない方法できれいに見せるということではできると思っていますので、そういうことも考えながら改修していただければいいかなと思っております。

次の質問に移ります。

里見が丘のメロディー橋近くにある公園トイレは使用できないように板で入り口を塞いでおりました。野球場と弓道場の近くにある以前のトイレもシャッターを閉めて、新しいトイレに役割を終えていました。人気のない場所での廃屋は有害鳥獣のすみかになる心配があり、衛生上と防犯上の問題から速やかに撤去すべきと思われるのですが、という質問をしようと思ったのですけれども、先ほどの答弁のように、撤去費用にはお金がかかるとかというお話でしたけれども、これは大分前に閉鎖されているトイレなのです。里見が丘のトイレもですね。災害用ということもあろうかと思えますけれども、そんなたくさんの便器も要らないと思うのです。だから、本当に災害用であれば災害用のものを、先ほど申しました簡易水洗トイレなりを用意して、やっぱり古いものはもう撤去すべきだと思いますがどうでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） いろいろと御指摘を頂きましてありがとうございます。

里見が丘のところのトイレでありますけれども、先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、古いトイレについては一つは物置に中を改修して物置として使っているということと、それから弓道場の近くですかね、弓道場の近くのトイレについては、災害があったときに例えば水洗だとかそういったものが使えなくなったときに、あそこを利用してということで、くみ取り式のトイレでありますけれども、そこを防災用という形で取ってあるという形にしておりますので、そういったことでいきますと、決して使われなくなったということではなくて、使ってはいませんけれども、長年にわたって使ってはいませんけれども、そういう機能を持たせているということで御理解いただければなというように思っています。

あと、さらに古い、もっと古いトイレなども、先ほども申し上げましたけれども、なかなか簡単に解体というようなことでできればいいのですけれども、一定程度次に何かをそこで例えば建てるだとかといったときに併せてやれば、その解体費用というのいろいろな形で補助が出たりだとか、起債がついたりだとかというような形で使えるかもしれないというようなこともあって、なかなかただ単純に解体をするということについては、トイレもそうですけれども、ほかの施設もそうなのですけれども、なかなかすぐに解体という形にはなっていないということで、一定程度使っていないとどんどん老朽化して行って傷みもひどくなってくるといようなことはありますけれども、一定の機能として持たせているものについてはそういう形ですし、ほかのものについてはもうしばらくの間解体をしないで、何か活用ができるようなことがないかどうか、その土地をトイレという形ではきつともってないと思うのですけれども、そこを何かするといったときに、そこを壊したとき、今まであるトイレを壊すというときにそういう財源が見いだせないかという形で考えておりますので、御理解いただければとい

うふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。
○3番（榊原深雪君） 財源がなかなかそれに向けて使えないということがありまして、無理かもしれませんが、災害のときのために使うトイレでありまして、やはり点検していただかないと、本当にその災害のとき使う人が使えるような状況になっているのか。災害はいつ起きるか分かりませんよね。そうしたらそういうときに、そのトイレが果たして使えるものか使えないものか、それを長年放置しておられたわけですからね。放置というか、何かに使おうと思って置いておかれたかもしれないけれども、それだってもう10年以上たっていると思うのですね。里見が丘公園のほうの、それまで使っていた、新しいトイレができるまで使っていたトイレももうかなり前だと思うのですね。その間に点検もされているのかどうか、災害のときに使うとしても、点検されていたのかどうかということもそうですけれども、今後またそういう点検も含めて、撤去できる費用がどれぐらいなのかも試算していただきまして、できるところから進めていただけたらいいなと思うところですよ。

次の質問に移ります。

このたびの補正予算で出されておりました、雌阿寒温泉公衆トイレ浄化槽改修工事に3,056万9,000円が計上されておりましたけれども、多くの入り込み数がある観光客の行政サービスの提供として必要なことだと思っております。

湯の滝駐車場にあるバイオトイレは現在どのような状況でしょうか。さらに駐車場から奥にある湯の滝のそばにあるくみ取り式トイレはどのような状況でしょうか、お伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 加藤経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 湯の滝の入り口のところにあるバイオトイレなのですが

も、あれについては町の持ち物ではないというところで、森林管理署の持ち物になっておりますので、今現在使われてはいないとは思っております。あと、湯の滝にあるところも同じく森林管理署ということで、あそこは使える状態になっておりますけれども、同じく森林管理署というところでございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（榊原深雪君） それで、湯の滝のそばにある、一つだけあるトイレなのですか。それも森林管理署なのですか。

そうしたら、観光客の方ですが、バイオトイレのほうは今は使える状況なのですか。それとかは周知していらっしやらないのですか。使えるか使えないかということは御存じないのですか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、加藤経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） 今現在はあそこは使えない状態で、閉鎖している状況というふう聞いております。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 使えない状況ですね。そのバイオトイレも結構費用かけてお造りになったと思うのですよ。でもそこから近いトイレはここにありますがよぐらいは町でやってもいいのではないですか。ここから何メートルあるところにトイレはありますよ。トイレを利用しようとした人が使えない、目の前にあるトイレが使えないわけですね。そうしたら、ここからどれぐらいの距離にトイレがありますよぐらいは、日本語と英語ぐらいで書いてあげて、使う方が不便がないようにしてあげるのが町の役割ではないかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 加藤経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 今後森林管理署も、所有者である森林管理署とちょっと協議させていただいて、あそこから何ぼも行かないうちに新休憩舎できてますので、そういった看板が設置するかどうかというのはちょっと

と管理署と協議したいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（榊原深雪君） トイレはなくて使えないのは諦めがつくのですね。でもあるのに使えないのは大変困らせることになります。ある方を目にした方が、外人の観光客の方がトイレが使えないということでおろおろしていらっしやったということなのですね。だから案内してさしあげたということだったのですけれども、やはり目の前にあるトイレが使えないということは本当にその人にしたらもうつらいことになると思うのですね。だから、そういうことも含めて観光客に親切なまちということで、きちんとしていただけたらありがたいなと思いますね。

夏の期間だけの利用となることから、森林管理署の方と相談していただくといいと思うのですけれども、簡易水洗トイレも一つぐらいは設置して、夏の間だけだと思うのですよね、そこは利用するの。だから、自然環境に負荷をかけない方法はいかがかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） あそこはバイオトイレのあるところの駐車場も一応森林管理署ということになっておりますので、今後も簡易トイレが設置が可能かどうかというところで、森林管理署のほうと協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） やはりバイオトイレも結構な金額をかけてお造りになったと思うのですけれども、今は現在使えないというところですよ。だから、今後來た人はどこのものか分かりませんからね、管理署のものなのか足寄町のものか。でもやはり来た人は、いや随分不便なところだなと思うのが、観光客の正直な感想だと思いますよね、やっぱりそこは大事なところが使えないというのは。だから、今後とも協議していただきまして、改善に向けて町もお力を貸していただければ

ありがたいなと思います。

そこで、もう質問は終わりますけれども、締め言葉としまして、町なかにある公衆トイレは御説明いただきましたとおり、二十数か所にも及びますけれども、行政の日頃の努力により大方の公衆トイレは整備と清掃が行き届いているように感じました。

ところが、公衆トイレについては、1か所でも清掃や整備が行き届かないところにありますと、印象を悪くして全体がそのように思ってしまうものです。特に多くの観光客が通過する当町においては、まちの印象として残してしまいます。今後ともきめ細かな整備・点検をお願いいたしまして、最後に町長の今後の対応についてのお考えをお聞かせ願ひまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 公衆トイレの関係、今いろいろと御指摘を頂きましてありがとうございます。

基本的には管理を、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、開設している期間だとかそういったものに依じて、それぞれ清掃ですとか、そういったトイレトペーパーの補充ですとか、そういったことでやっていますけれども、なかなか目の届かないというか、そういったところもありますので、今後もせっかく来ていただいた方が使おうと思ったときになかなか使えなかったりだとかというようなことがないように、十分注意をしながら管理に努めていきたいなというように思っております。

以上でございます。

○3番（榊原深雪君） ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、3番榊原深雪君の一般質問を終えます。

◎ 延会の議決

○議長（高橋秀樹君） お諮りをいたします。

本日は、これで延会としたいと思います

が、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◎ 延会宣告

○議長(高橋秀樹君) 本日はこれで延会いたします。

次回の会議は、6月20日、午前10時より開会します。

大変御苦労さまでした。

午後 1時52分 延会

令和5年第2回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員